

南島原市における「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の改正について

1. 基本構想とは

【概要】

各市町村が、その市町村の区域内で、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図る場合において、その目標の明確化を図り、営農類型ごとの経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等の指標及びこのような農業経営に対する農用地の利用集積の目標を定め、さらにその実現のための採るべき措置等を示すことができるもの。

都道府県が策定した基本方針に基づき10年間を見通して定め、策定後おおむね5年ごとに内容の変更を行う。

【法的根拠】

農業経営基盤強化促進法

【基本構想を根拠とする主な事務】

- (1) 農業経営改善計画の認定（認定農業者の認定）
- (2) 青年等就農計画の認定（認定新規就農者の認定）
- (3) 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地の集積（農用地貸借）

2. 今回の主な改正点

- (1) 南島原市農業の概況および農業経営基盤強化の促進に関する具体的方針

【現行】

スマート農業、6次産業化事業や農商工連携に関する記載なし

【改正案】

ICT（情報通信技術）機器を活用したスマート農業の普及、農産物の規格外品を活用した6次産業化事業、農商工連携による新規の販路拡大に関する記載を追加



- (2) 効率的かつ安定的な農業経営の農業所得目標について

【現行】

年間農業所得 主たる従事者1人当たり 400万円

【改正案】

年間農業所得 1経営体当たり 400万円

その他、農業所得目標の達成を可能とする営農類型、経営規模等の指標等について、現状に即した見直しを行う。